

議第2号

平成23年度京都市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成23年度京都市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ530,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表市債」による。

平成23年2月22日提出

京都市長 門川大作

2 母子寡婦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 54,072
	1 一 般 会 計 繰 入 金	54,072
2 繰 越 金		55,185
	1 繰 越 金	55,185
3 諸 収 入		344,743
	1 貸 付 金 元 利 収 入	287,826
	2 雑 収 入	56,917
4 市 債		76,000
	1 市 債	76,000
歳 入 合 計		530,000

歳 出

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 530,000
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	530,000
歳 出 合 計		530,000

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	76,000 ^{千円}	消費貸借の方法による。	無利子 [%]	母子及び寡婦福祉法第37条第2項から第7項までに定めるところによる。